

こども応援ネットワーク埼玉 趣意書

毎日の食事が給食だけ。

晩御飯をいつも一人ぼっちで食べている。

経済的な理由で、修学旅行に行けず、部活動に参加できない。

塾に通えず、進学のコツが狭められてしまう。

子どもたちが育った家庭環境によって、「あたり前」の生活を営むことができずに、やりたいことをあきらめ、さびしい思いをしている子どもがたくさんいます。

でも、「今の時代に、そんな子がいるのか」とおっしゃる大人が多いのが現実。子どもの貧困は見えにくいために気づくことができず、見過ごされてしまっているのではないのでしょうか。

子どもたちが安心して笑顔で毎日を過ごせるように守ってあげるのは私たち大人の責任です。

そこで、私たちは「こども応援ネットワーク埼玉」を発足させることにしました。

私たちは、県民の皆さんをはじめ企業、NPO、各種団体、行政などの様々な立場の皆さんと手をたずさえて、孤立や貧困にある子どもやその家庭を見過ごすことなく守り、子どもたちの笑顔を育んでいきます。

おいしいご飯を、みんなで楽しくお腹いっぱい食べましょう。

学ぶことの楽しさを知ってください。そして、たくさんの大人や友達とふれあってください。

私たちは、輝かしい将来の夢や目標を持って頑張る子どもたちを精一杯応援していきます。

そして私たち大人も、子どもたちの笑顔からたくさんの元気をもらいます。

私たちはこのネットワークを通じて、子どもたちを応援しようと立ち上がった会員の皆さんとのつながりを大切に、会員相互の情報共有を図りながら、会員自身が得意なことや持ちあわせている資源を存分に活かし、着実に実行に移していきます。

私たちの考えに賛同していただける仲間を募りたいと思います。

ぜひ御一緒に、できることから、一つひとつ、前に向かって取り組んでいきましょう。

すべての子どもたちが、チャンスと希望を持って素敵な大人になれるように。

平成30年12月

こども応援ネットワーク埼玉 設立発起人

埼玉県

埼玉県内の賛同市町村(※)

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク代表理事 白鳥 勲

特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット代表理事 青砥 恭

埼玉県こども食堂ネットワーク代表 野口 和幸

特定非営利活動法人フードバンク埼玉代表理事 竹花 康雄

特定非営利活動法人フードバンクネット西埼玉代表理事 黒田 和代

生活協同組合コープみらい理事長 新井 ちとせ

※埼玉県内の賛同市町村一覧

川越市 熊谷市 行田市 秩父市 飯能市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市
羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市
朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市
三郷市 蓮田市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市
伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町
吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村
美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町

スペシャルサポーター

法政大学教授／全国こども食堂支援センター・むすびえ理事長 湯浅 誠

立教大学教授 湯澤 直美

特定非営利活動法人キッズドア理事長 渡辺 由美子

こども応援ネットワーク埼玉 会員規約

(趣旨)

第1条 「こども応援ネットワーク埼玉 趣意書」(以下「趣意書」という。)の趣旨に賛同し、貧困の連鎖の解消に向けた社会貢献活動等に積極的に取り組む企業・事業所、地方公共団体、各種団体(以下「団体・法人」という。)及び個人を会員として登録することで会員相互の情報共有を図るとともに、会員の活動を幅広く情報発信することにより貧困の連鎖の解消に向け社会全体で取り組む機運の醸成を図り、もって貧困の連鎖の解消に向けた県民の社会貢献活動等の円滑な推進に資することを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局を埼玉県福祉部に置く。

(会員の社会貢献活動等)

第3条 会員は、趣意書に賛同する団体・法人及び個人で、埼玉県内において次に掲げる社会貢献活動等を1つ以上実施するものとする。

- ①金銭の寄附
- ②こども食堂等の子どもが安心できる居場所づくり
- ③食材や物資提供のほか、様々なサービスの提供
- ④体験活動の機会の提供
- ⑤学習支援の機会の提供
- ⑥ボランティア活動(企業・事業所、団体の場合は社員や構成員によるボランティア活動)
- ⑦親子への支援(就業や家計、子育て、住まいをはじめとする暮らし全般の相談等のサポート)
- ⑧場所やスペースの提供・フードドライブBOXの設置
- ⑨広報・PR活動
- ⑩その他の社会貢献活動、公益活動

2 次のいずれかに該当するものは、前項の社会貢献活動等には該当しない。

- ①政治活動または宗教活動に関するもの
- ②法令その他公序良俗に反するもの
- ③虚偽や誇張があるなど事実と反するもの
- ④第三者の権利や財産を侵害するおそれのあるもの
- ⑤人種、国籍、職業、性別、思想、信条、障害等により不当に人を差別し、または差別を助長するおそれのあるもの
- ⑥子供の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- ⑦その他会員の取組として適当でないと事務局が認めたもの

(会員登録)

第4条 会員への登録を希望する団体・法人及び個人は、趣意書と本規約に同意のうえ、様式1-1(団体・法

人用)または様式1-2(個人用)の会員登録シートに必要事項を記入の上、事務局に提出する。

2 事務局は、前項の会員登録シートの提出があった場合において、その内容が第1条の趣旨に照らし、適当であると認めるときは、会員として登録するとともに、その旨会員あて通知する。

3 フェイスブックページ「こども応援ネットワーク埼玉」に「いいね!」をしたアカウントについては、「SNS会員」とみなし、その登録数を事務局は随時把握する。

(変更等の届出)

第5条 会員として登録された団体・法人及び個人は、登録した内容を変更し、または取り消ししようとするときは、速やかに事務局に届け出るものとする。

(会員の社会貢献活動等の広報)

第6条 事務局は、ホームページやSNS等の広報媒体を活用し、会員の社会貢献活動等を積極的に広報する。

2 会員自身も自らの社会貢献活動等について、積極的に広報を行うよう努めるものとする。

(会員の社会貢献活動等への協力)

第7条 事務局は、会員からの要請に基づき、社会貢献活動等の対象となる支援先に関する情報提供を行うとともに、支援先のマッチングに協力するなど、会員が社会貢献活動等を円滑に実施できるような環境づくりに配慮するものとする。

(会員の遵守事項)

第8条 会員は、社会的通念上適切な行動を取り、当プロジェクトおよび受入先の活動や信用等に損害を与えないように責任を持って行動しなければならない。

第9条 会員は、行動の全ての責任は会員自身にあることを自覚し、会員自身の病気やけがのほか、事故、天災、盗難などの場合も、事務局および支援先への補償請求はしない。

第10条 会員は、活動を通じて知り得た情報等の秘密を保持し、活動終了後においても、それらの情報等を他者・他団体に提供しないことを誓約する。

(登録内容の確認等)

第11条 事務局は、必要に応じ、会員に対し登録内容の確認ができるものとする。

2 事務局は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- ①登録シートの記載事項に虚偽があることが判明した場合。
- ②会員に公序良俗に反する行為が判明し、登録がふさわしくないと認められる場合。
- ③会員と連絡が取れなくなった場合。
- ④第6条の規定に基づき、会員が登録の取り消しを希望する場合。

附則

この会員規約は、平成30年12月26日から施行する。

